

生産性向上設備投資促進税制・ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置 を適用し、即時償却する場合の登録方法

この資料は以下の製品について記述したものです。

- ・固定資産奉行V ERP/V ERP8
- ・償却奉行 i / i8 シリーズ

内 容

生産性向上設備投資促進税制・中小企業投資促進税制の上乗せ措置は、新たに資産を取得した際に、特別償却（即時償却）または税額控除を選択適用できる税制措置です。

本サポート技術情報では、上記税制措置を適用し、即時償却を選択した場合の登録方法をご案内いたします。

【即時償却が可能な取得・供用の期間】

・生産性向上設備投資促進税制

「平成 26 年 1 月 20 日～平成 28 年 3 月 31 日」の期間に取得・供用した特定の資産

<参考>

「平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日」の期間に取得・供用した特定の資産は、取得価額の 50%の特別償却が可能

・中小企業投資促進税制の上乗せ措置

「平成 26 年 1 月 20 日～平成 29 年 3 月 31 日」の期間に取得・供用した特定の資産

<参考>

「平成 26 年 1 月 19 日」までに取得・供用した特定の資産は、取得価額の 30%の特別償却が可能

注意

税制措置の対象となる資産かどうか、および制度の詳細は下記の国税庁のホームページ「第1編 租税特別措置法等に関する改正」をご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2014_5/01.htm>

即時償却の登録方法

1. 資産登録メニューを開き、備忘価額を0円とします

[資産管理]-[資産登録]-[資産登録]メニューを開きます。

※償却奉行 i/i8 シリーズでBシステムのお客様は、[資産管理]-[資産登録]メニューを開きます。

1.1 備忘価額

即時償却する資産を呼び出し、[償却]ページにて、備忘価額を0円と入力してください。

2. 特別償却の情報を入力します

引き続き[特別償却]ページにて、以下の項目を入力してください。

2.1 特別償却区分

[1:特別償却]を選択します。

2.2 会計処理方法

[0:準備金方式]または[1:償却方式]を選択します。

<参考>

[0:準備金方式] …特別償却を特別償却準備金として積み立てて、損金算入します。

[1:償却方式] …特別償却を減価償却費として計上し、損金算入します。

2.3 準備金積立限度額、特別償却限度額

手順 2.2 の設定により、項目名が異なります。

・[0:準備金方式]の場合:「準備金積立限度額」

・[1:償却方式]の場合:「特別償却限度額」

上記項目に[100%]と入力します。すぐ右の金額欄に限度額が自動計算されます。

2.4 適用条項

「42」条「12の5_1」項と入力してください。(「_」は全角スペースです。)

【特別償却情報】	
特別償却区分	1 特別償却
会計処理方法	1 償却方式
基準取得価額	100 % 1,600,000
限度 特別償却限度額	100 % 1,440,000
限度 前期繰越特別不足額	0
特別償却額	1,440,000
翌期繰越特別不足額	0
適用条項	42 条 12の5_1 項
割増償却年数	年中
	年目

